

農業用ため池の管理及び保全に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護し、もって農業の持続的な発展と国土の保全に資することを目的とすること。
(第一条関係)

第二 定義

一 「農業用ため池」とは、農業用水の供給の用に供される貯水施設（河川法に規定する河川管理施設であるものを除く。）であつて、農林水産省令で定める要件に適合するものをいうものとする事。

二 「管理者」とは、農業用ため池について所有権以外の権原に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行う者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）をいうものとする事。

三 「防災工事」とは、農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事（農業用ため池を廃止するために施行する工事を含む。）をいうものとする事。
(第二条関係)

第三 国及び地方公共団体の責務

一 都道府県及び市町村は、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止するため、相互に連携を図りながら、この法律に基づく措置その他農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

二 国は、都道府県及び市町村に対し、一の責務が十分に果たされるよう広域的な見地からの調整を行うとともに、農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を推進するため必要な調査研究、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(第三条関係)

第四 農業用ため池の管理

一 農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。三を除き、以下同じ。）の所有者は、当該農業用ため池を設置したときは、遅滞なく、農業用ため池の名称及び所在地等を都道府県知事に届け出なければならぬものとする。

(第四条第一項関係)

二 農業用ため池の所有者は、一により届け出た事項に変更があったとき、又は当該農業用ため池を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬものとする。

(第四条第二項関係)

三 都道府県知事は、農業用ため池に関するデータベースを整備するとともに、当該データベースに記録された事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(第四条第三項関係)

四 農業用ため池の所有者（管理者を含む。以下「所有者等」という。）は、当該農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう、当該農業用ため池の適正な管理に努めなければならないものとする。

(第五条関係)

五 都道府県知事は、農業用ため池の所有者等が当該農業用ため池の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、当該農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるものとする。

(第六条関係)

第五 特定農業用ため池の指定等

一 都道府県知事は、農業用ため池であつてその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、関係市町村長の意見を聴いて、特定農業用ため池として指定することができるものとする。

(第七条関係)

二 特定農業用ため池について、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならぬものとする事。

(第八条関係)

三 市町村長は、特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法等、水害その他の災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努めるものとする事。

(第十二条関係)

第六 特定農業用ため池に係る防災工事の施行

一 特定農業用ため池の所有者等は、防災工事を施行しようとするときは、当該防災工事に関する計画について都道府県知事に届け出なければならぬものとし、都道府県知事は、当該計画が当該特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないとき、当該計画の変更を命ずることができるものとする事。

(第九条関係)

二 都道府県知事は、第四の五の勧告を受けた特定農業用ため池の所有者等が正当な理由がなくて当該勧告に係る防災工事の施行をしないとき、又は一による届出のあった計画に従って防災工事を施行してい

ないと認めるときは、相当の期限を定めて、当該防災工事について必要な命令をすることができるものとする。

(第十条関係)

三 都道府県知事は、特定農業用ため池の所有者等が二による命令に係る防災工事を施行しないとき、特定農業用ため池の所有者等を確認することができないため第四の五の勧告をすることができないとき等に該当すると認めるときは、自らその防災工事の全部又は一部を施行することができるものとする。

(第十一条関係)

第七 裁定による特定農業用ため池の管理

一 市町村長は、特定農業用ため池について、現に管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられないことが确实であると見込まれる場合であつて、当該特定農業用ため池の所有者（数人の共有に属する特定農業用ため池にあつては、二分の一を超える持分を有する者）を確認することができないときは、都道府県知事に対し、当該特定農業用ため池の施設管理権（当該特定農業用ため池の所有者のために当該特定農業用ため池の操作、維持、修繕その他の管理を行う権利をいう。以下同じ。）の設定に関し裁定を申請することができるものとする。

(第十三条関係)

二 都道府県知事は、一による申請があつたときは、当該特定農業用ため池の名称及び所在地、公告の日から起算して六月以内に当該申請について異議を述べることができ旨等を公告するとともに、数人の共有に属する特定農業用ため池の所有者の一部が確知されているときは、当該確知されている所有者にこれを通知するものとする事。

(第十四条関係)

三 都道府県知事は、一による申請に係る特定農業用ため池について、引き続き管理上必要な措置が講じられないことによりその保全上著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、当該特定農業用ため池の施設管理権を当該申請をした市町村長に設定することが必要かつ適当と認めるときは、施設管理権を設定すべき旨の裁定をするものとする事。

(第十五条関係)

四 三の裁定について公告があつたときは、市町村長は、当該裁定の定めるところにより当該特定農業用ため池についての施設管理権を取得し、当該特定農業用ため池に関するその他の権利は、当該施設管理権に基づく措置のため必要な限度においてその行使を制限されるものとする事。

(第十六条関係)

五 施設管理権の設定を受けた市町村長は、当該施設管理権の存続期間の延長についての裁定を都道府県知事に申請することができるものとする事。

(第十七条関係)

第八 雑則

一 都道府県知事は、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求めるとともに、市町村長と協力して、当該職員等に当該農業用ため池又は他人の土地に立ち入らせ、調査等をさせることができるものとする事。

(第十八条関係)

二 農林水産大臣は、農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができるものとする事。

(第十九条関係)

三 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、市町村等の施行する防災工事に対して都道府県が補助する費用の一部又は都道府県が自ら施行する防災工事に要する費用の一部を補助することができるものとする事。

(第二十条関係)

四 国及び地方公共団体は、農業用ため池の所有者等が行う農業用ため池の適正な管理に必要な資金の確保、技術的な指導その他の援助に努めるものとする事。

(第二十一条関係)

第九 罰則

罰則について所要の規定を定めるものとする事。

(第二十三条から第二十五条まで関係)

第十 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

第十一 経過措置等

一 この法律の施行の際現に存する農業用ため池（以下「既存農業用ため池」という。）の所有者等は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までに、第四の一の事項を都道府県知事に届け出なければならぬものとする。

(附則第二条第一項関係)

二 一により届け出た事項の変更の届出、一による届出がされないときの都道府県知事による催告、市町村長による通知及び罰則について定めるものとする。

(附則第二条第二項から第四項まで及び第三条関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第五条関係)